

【ポ国内制限】新型コロナウイルス感染症に関するポーランド国内制限措置の  
段階的緩和について（6月4日）

＜ポイント＞

- 6月2日（水）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、6月6日（日）から6月25日（金）までにおけるポーランド国内の制限措置の緩和について発表しました。
- 6月6日（日）から6月25日（金）の期間、冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の人数制限の緩和（最大150名まで）、見本市・会議などの制限付きの開催解禁（15平方メートルあたり1名まで）、公共交通機関の利用人数の緩和（収容可能人数の75%まで）及びキッズルームの制限付きでの利用が解禁されます。
- 現在定められている制限のうち、上記以外の制限は、引き続き維持されます。
- 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株が発見されています。引き続き十分にご注意いただき、感染予防措置を心がけて下さい。

1 6月2日（水）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、6月6日（日）から6月25日（金）までの期間のポーランド国内の制限措置の緩和について発表しました。緩和される措置は、以下のとおりです。なお、今回緩和される措置以外のこれまで定められていた措置は、そのまま維持されます。

- (1) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の制限（防疫措置が執られた上で、最大150人まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。
- (2) 見本市、会議などの開催の制限（15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。
- (3) 交通機関の乗客を、収容可能人数の75%までに制限（規定回数のワクチン接種者は除く）。
- (4) キッズルームの制限付きでの利用が解禁（15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。

2 6月6日以降の制限内容は以下をご参照下さい。また、制限措置の違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【国内制限内容：6/6～6/25】

※国内の感染状況により変更される可能性がありますのでご注意ください。

- (1) ソーシャルディスタンス（1.5m）の確保。
- (2) 密室など限られた空間において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (3) 交通機関の乗客を、収容可能人数の75%までに制限（規定回数のワクチン接種者は除く）。

- (4) ショッピング・モール（除く食料品店及び薬局）、敷地面積2,000平方メートル以上の大規模家具販売店・ホームセンター等の営業制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (5) 商店店舗内への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1名までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (6) 市場の店舗及び郵便局内への入店・入局可能人数が、100平方メートルまでの店舗については15平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について20平方メートルに1名までに制限され、入店・入局時には、手袋着用や手の消毒が必要。
- (7) 飲食店の営業制限（席数の50%を利用可。テーブル間に高さ1mのパーテーションがない限り、テーブル間の距離が1.5mで、一つおきに利用可）。
- (8) ホテルの利用制限（宿泊可能人数の50%まで。ウェルネス等は利用不可。レストランは上記（7）と同様）。
- (9) 見本市、会議などの開催の制限（15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。
- (10) 博物館及び美術館の利用制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (11) 映画館の利用制限（防疫措置が執られた上で、観衆は収容人数の50%まで、又は15平方メートルあたり1名まで。一つおきに座席の利用可、又はソーシャル・ディスタンスの確保。マスク着用義務。屋内の場合は飲食不可）。
- (12) 劇場、オペラ、フィルハーモニー等の利用制限（防疫措置が執られた上で、観衆は収容人数の50%まで（屋外の場合は、収容人数の50%まで、且つ最大250名まで）、又は15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く。一つおきに座席の利用可、又はソーシャル・ディスタンスの確保。マスク着用義務。屋内の場合は飲食不可）。
- (13) 文化センター等の施設での活動は15名までに制限（ソーシャル・ディスタンスの確保、飲食禁止、マスク着用義務）。
- (14) 図書館の利用制限（マスク着用義務、15平方メートルあたり1名まで。イベントは15名まで、ソーシャル・ディスタンスの確保）。
- (15) ライブやサーカスは、観客定員の50%までに制限。マスク着用義務、ソーシャル・ディスタンスの確保、15平方メートルあたり1名まで、飲食禁止。
- (16) 屋外の遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の利用制限（定員の50%まで）。屋内のものは引き続き閉鎖。
- (17) キッズルームの利用制限（15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。
- (18) ジム・フィットネスクラブ及びソラリウムの営業制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (19) 屋内スポーツ施設及びプール・ウォーターパークの利用制限（収容人数の50%まで利用可。観覧は収容人数の50%未満、席の間隔を座席は1つおきに利用可。指定席がない場合はソーシャル・ディスタンスの確保）。
- (20) 屋内又は閉鎖された空間で開催されるダンスのためのスペースを提供する活動の禁止（スポーツダンスクラブを除く）。
- (21) スポーツ活動やイベントの際はスポーツ施設を除き最大250名までの制限。
- (22) 屋外のスポーツイベントの開催制限（観衆を含む参加者は最大25%まで）。

- (23) 教会における宗教行事への参加者を、15平方メートルあたり1人に制限。マスク等の着用及び1.5mのソーシャル・ディスタンスの確保が必要。
- (24) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の制限（防疫措置が執られた上で、最大150人まで。規定回数のワクチン接種者は除く）。飲食店の場合には上記（7）の制限が適用される。
- (25) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (26) 公共の場での集会への参加者は、防疫措置が執られた上で、最大150人まで（規定回数のワクチン接種者は除く）に制限。集会ごとの間隔を100m確保。
- (27) 療養所・リハビリセンターの利用は、リハビリ開始の4日以内の陰性証明が必要。

3 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株が発見されています。引き続き十分にご注意いただき、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)